

国 総 建 第 2 5 8 号
平成17年12月16日

建設業者団体の長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について（通知）

建設投資の減少等、最近の社会経済情勢の変化等に対応し、平成十七年十二月十六日付で建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年国土交通省令第百十三号）、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件（平成十七年国土交通省告示第千四百二十四号）及び建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百二十五号）が公布され、平成十八年四月一日（一部は平成十八年五月一日）から施行されることとなりました。

今般の改正の主な内容は以下のとおりですので、貴団体におかれてはその趣旨に従い、法令の遵守に遺漏なきを期するよう、貴団体傘下の建設業者に対し指導を徹底されますようお願いいたします。

なお、本改正のうち技術・技能審査等事業に対する国土交通大臣の認定に係る規定（改正前の建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十七条の二）を削除する規定は、閣議決定（平成十四年三月二十九日「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」）において、公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣の推薦等を一律に廃止することとされたことに基づき措置されたものであって、事業者団体等が、それぞれの事業の特性にきめ細かく対応した技術者・技能者の育成を推進することの意義を変えるものではないことにご留意願います。

記

一 営業所専任技術者関係

(1) 登録地すべり防止工事試験の実施

今般、改正後の規則第七条の三において、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第七条第二号イ又はロに掲げる者（営業所専任技術者となる資格を有する者）と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認められる者を定めたところであるが、このうち、とび・土工工事業及びさく井工事業における営業所専任技術者となる資格を有する者として、地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で、国土交通大臣の登録を受けた登録地すべり防止工事試験の合格後1年の実務経験を有する者を規定した。

併せて、登録地すべり防止工事試験を行う登録地すべり防止工事試験機関に対し、改正後の規則第七条の八に規定する試験の実施基準に従って試験を行うよう義務付けるとともに、国土交通大臣は、これに従わなかった登録地すべり防止工事試験機関に対し、業務の改善命令及び命令に従わなかった場合における登録の取消し等を行うことができる等の規定を整備した。なお、登録地すべり防止工事試験の合格後1年の実務経験を有する者については、改正後の建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成六年建設省告示第千四百六十一号。以下「経審告示」という。）の規定に基づき、経営事項審査における加点措置の対象となる。

(2) 登録計装試験の実施

上述した改正後の規則第七条の三の規定のうち、電気工事業及び管工事業における営業所専任技術者となる資格を有する者として、建築物等に計測装置等を装備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で、国土交通大臣の登録を受けた登録計装試験の合格後1年の実務経験を有する者を規定した。

併せて、登録地すべり防止工事試験と同様、国土交通大臣が登録計装試験機関に対し業務の改善命令等を行うことができる等の規定を置くとともに、登録計装試験の合格後1年の実務経験を有する者については、経審告示の規定に基づき、経営事項審査における加点措置の対象となる。

(3) 登録経理試験の実施

改正後の規則第十八条の三において、法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査の評価対象となる客観的事項のうちその他とされている客観的事項（従来は告示において規定）を法規範上明らかにして、規則において明確に規定することとし、その一つである「建設業の経理に関する状況」の評価に当たっては公認会計士等の数とともに、建設業の経理に必要な知識を確認するための試験で、国土交通大臣の登録を受けた登録経理試験の合格者の数により審査することを規定した。

併せて、登録地すべり防止工事試験及び登録計装試験と同様、国土交通大臣が登録経理試験機関に対し業務の改善命令等を行うことができる等の規定を置いている。

(4) 経過措置

平成十七年度までに行われた社団法人地すべり対策技術協会又は社団法人斜面防災対策技術協会の地すべり防止工事士資格認定試験に合格した者、社団法人日本計装工業会の一級の計装士技術審査に合格した者及び財団法人建設業振興基金の建設業経理事務士検定試験に合格した者の取扱いについては、なお従前の通りとする。

二 防災活動に貢献する者に対する評価の実施

改正後の規則第十八条の三において、法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査の評価対象となる客観的事項として、新たに「防災活動への貢献の状況」を規定し、具体的な評価対象としては、経審告示において「国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している者」を規定した。

三 電気通信工事主任技術者資格の追加

上述した改正後の規則第七条の三の規定のうち、電気通信工事業における営業所専任技術者となる資格を有する者として、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた後5年以上実務の経験を有する者を規定した。これらの者は、経審告示の規定に基づき、経営事項審査における加点措置の対象となる。

四 その他

閣議決定（平成十四年三月二十九日「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」）において、公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣の推薦等を一律に廃止することとされたことに基づき、改正前の規則第十七条の二（技術・技能審査等事業に対する国土交通大臣の認定）及び第十九条（経理知識審査等事業に対する国土交通大臣の指定）の規定は、廃止した。

以上